（敷地権利変換期日後の登記の申請）

第十二条　法第二百四条第一項の規定によってする登記の申請は、同一の登記所の管轄に属するものの全部について、一の申請情報によってしなければならない。

２　前項の場合において、二以上の登記の登記事項を申請情報の内容とするには、次に掲げる順序に従って登記事項に順序を付するものとする。この場合において、目的を同一とする二以上の担保権等登記（法第二百三条の規定により存するものとされた権利に関する登記をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）については、その登記をすべき順序に従って登記事項に順序を付するものとする。

一　敷地権の消滅を原因とする建物の表題部の変更の登記の申請

二　所有権の登記の申請

三　地上権又は賃借権の登記の申請

四　敷地権の発生を原因とする建物の表題部の変更の登記の申請

五　担保権等登記の申請

３　第一項の登記の申請をする場合には、不動産登記令第三条各号に掲げる事項のほか、法第二百四条第一項の規定により登記の申請をする旨を申請情報の内容とし、かつ、敷地権利変換計画及びその認可を証する情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。

４　登記官は、法第二百四条第一項の登記をするときは、職権で、敷地権利変換手続開始の登記を抹消しなければならない。

（担保権等登記に関する登記等の登記原因）

第十三条　担保権等登記においては、登記原因及びその日付として、敷地権利変換前の法第二百三条に規定する担保権等の登記の登記原因及びその日付（当該登記の申請の受付の年月日及び受付番号を含む。）並びに法による敷地権利変換があった旨及びその日付を登記事項とする。

２　前項の登記の申請をする場合に登記所に提供しなければならない申請情報の内容とする登記原因及びその日付は、同項に規定する事項とする。

附　則

この政令は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

法務大臣　古川　禎久
内閣総理大臣　岸田　文雄

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年一月四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三号

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第七十二号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日は、令和四年六月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
法務大臣　古川　禎久
農林水産大臣　金子原二郎
経済産業大臣　萩生田光一

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年一月四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第四号

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第七十二号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定商取引に関する法律施行令の一部改正）

第一条　特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の三（見出しを含む。）中「第八条の二第一項第一号」を「第八条第二項」に改め、同条第二号中「第八条第一項、第十五条第一項、第二十三条第一項、第三十九条第一項から第三項まで、第四十七条第一項、第五十七条第一項又は第五十八条の十三第一項」を「第八条第一項前段、第十五条第一項前段、第二十三条第一項前段、第三十九条第一項前段、第四十七条第一項前段、第五十七条第一項前段又は第五十八条の十三第一項前段」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（法第八条第二項の政令で定める法人）

第三条の四　法第八条第二項の政令で定める法人は、販売業者若しくは役務提供事業者又はその役員（同条第一項前段、法第十五条第一項前段又は第二十三条第一項前段の規定による命令の日前一年以内において役員であった者を含む。）若しくはその使用人（前条に規定する使用人をいい、法第八条第一項前段、第十五条第一項前段又は第二十三条第一項前段の規定による命令の日前一年以内において使用人であった者を含む。）が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の法人として主務省令で定めるものをいう。

第六条中「第十六条の三第四号」を「第十六条の五第四号」に改める。

第十条の二を第十条の三とし、第十条の次に次の一条を加える。

（法第三十九条第四項の政令で定める法人）

第十条の二　第三条の四の規定は、法第三十九条第四項の政令で定める法人について準用する。この場合において、第三条の四中「販売業者若しくは役務提供事業者」とあるのは「統括者、勧誘者若しくは一般連鎖販売業者」と、「同条第一項前段、法第十五条第一項前段又は第二十三条第一項前段」とあり、及び「法第八条第一項前段、第十五条第一項前段又は第二十三条第一項前段」とあるのは「法第三十九条第一項前段、第二項前段又は第三項前段」と読み替えるものとする。